

# 青森県報

第二千六百二十二号

平成十八年  
四月二十八日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正… (人事課) … 一

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正… (同) … 二

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項第二号の知事が定める施設の一部改正… (同) … 二

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施… (防災消防課) … 二

家畜伝染病の発生… (畜産課) … 四

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出… (出納課) … 四

右… (同) … 四

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告… (県民生化課) … 四

建設業者の許可の取消し… (中南部地域) … 五

右… (同) … 五

右… (同) … 五

右… (同) … 五

出先機関

## 告 示

青森県告示第三百八十八号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二九一元	一三、二四六円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇四六円	一三、二四六円
二十五歳以上三十歳未満	五、九二二円	一三、二四六円
三十歳以上三十五歳未満	六、五八〇円	一六、一六一円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇九八円	一九、四七三円
四十歳以上四十五歳未満	七、二〇二円	二一、六二五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇四三円	二一、一一二円
五十歳以上五十五歳未満	六、五七九円	二一、五五六円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇四二円	二一、三〇七円
六十歳以上六十五歳未満	四、四九八円	二一、四六一円

土地改良区の役員の就任及び退任… (東地方農林水産事務所) … 六

土地改良事業の工事の完了… (同) … 六

右… (同) … 七

右… (同) … 七

右… (同) … 七

右… (同) … 七

六十五歳以上七十歳未満	四、〇七〇円	一五、五三五円
七十歳以上	四、〇七〇円	一三、一四六円

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百八十九号

平成十八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百七十円」を「十万四千五百九十円」に、「五万六千九百五十円」を「五万六千七百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百九十円」を「五万二千三百円」に、「二万八千四百八十円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る介護補償について適用し、同月前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百九十号

平成十八年五月十五日青森県告示第三百四十六号（青森県議会議員その他非常勤の職

員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項第二号の知事が定める施設の一部を次のように改正する。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第三号を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

青森県告示第三百九十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第百五十五号）第五十八条の十四第三項の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第四号）第三の一の規定により公示する。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 講習の種別並びに日時及び場所
  - 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日	時	場 所
平成十八年六月六日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市東白山台一丁目一のウエルサンピア八戸
平成十八年六月十四日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	五所川原市字幾世森二四の一五ふるさと交流圏民センター
平成十八年七月五日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十八年七月十三日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	弘前市大字城東北四丁目一のつがる弘前農業協同組合

2 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

平成十八年九月六日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	三沢市大字三沢字堀口一七の二 きざん三沢
平成十八年九月二十七日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館

3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

平成十八年六月七日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成十八年六月九日 午後一時三十分から午後四時三十分まで	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一 の八 スワニ
平成十八年九月二十八日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館

平成十八年六月六日 午後二時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成十八年六月十四日 午後二時から午後五時まで	五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成十八年七月五日 午後二時から午後五時まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十八年七月十三日 午後二時から午後五時まで	弘前市大字城東北四丁目一の つがる弘前農業協同組合
平成十八年九月六日 午後二時から午後五時まで	三沢市大字三沢字堀口一七の二 八 きざん三沢

平成十八年九月二十七日 午後二時から午後五時まで	青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館
-----------------------------	--------------------------

- 二 受講対象者
- 1 危険物施設において危険物の取扱作業に従事し、作業従事日から一年以内に講習を受講していない者（ただし、当該作業に従事することになった日までの二年間に、危険物取扱者免状の交付を受けている者又は講習を受けている者を除く。）
  - 2 前回の講習を受けた日から三年以内に講習を受講していない者
  - 3 1及び2以外の者で受講を希望する者
- 三 受講申請書の受付期間

講習場所	受付
八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸	平成十八年五月八日から 同月二十六日まで
上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一の八 スワニ	平成十八年五月八日から 同月二十六日まで
五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター	平成十八年五月十日から 同月三十一日まで
むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館	平成十八年六月一日から 同月二十日まで
弘前市大字城東北四丁目一の つがる弘前農業協同組合	平成十八年六月五日から 同月二十八日まで
三沢市大字三沢字堀口一七の二 八 きざん三沢	平成十八年八月七日から 同月二十三日まで
青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館	平成十八年八月二十一日から 同年九月十三日まで

- 四 郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。
- 四 受講申請書の提出先
- 青森市中央三丁目二〇の二 青森県警察本部交通管制センター二階  
社団法人青森県消防設備保守協会
- 五 受講手数料
- 受講手数料は、講習種別ごとに四千七百円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちょう付（消印しないこと。）して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話〇一七・七三二・五一〇〇）へ問い合わせること。

青森県告示第三百九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患畜	一	上北郡横浜町	平成 一六・四・二〇
		患畜	一	上北郡東北町	一六・四・二一

青森県告示第三百九十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十八年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

三戸郡南部町大字大向字勸吉四六の八

立花 ノエ

青森県告示第三百九十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十八年四月十五日をもって青森県収入

証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

青森市浪岡大字浪岡字若松一三三二の四

木村 幸枝

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十八年四月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人尾上町蔵保存利活用促進会

三 代表者の氏名

小野 正博

四 主たる事務所の所在地

平川市猿賀南野五三の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、町内外の住民に対して、尾上町に存在する蔵保存と利活用の促進、蔵所有者はじめ地域住民の意識高揚、農村景観の維持発展及び地域資源の保全と創造、グリーン・ツーリズム事業推進及び地域農業再構築や食文化の創造等をテーマ

とした情報発信事業等を行い、農業と農村のもつ豊かさ、農村文化の漂う町づくり、ひいては農業・農村活性化に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社山中組

二 代表者の氏名 山中 定榮

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字相馬字一丁木六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一〇六八四号

五 取消年月日 平成十八年四月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 藤千

二 氏名 佐藤 剛

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字折笠字法立堂一一四の五

四 許可番号 青森県知事許可（般・一五）第二〇〇一八四号

五 取消年月日 平成十八年四月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年九月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 丸福建設

二 氏名 今 邦弘

三 主たる営業所の所在地 平川市猿賀下野二九の三

四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第六九七〇号

五 取消年月日 平成十八年四月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年七月十九日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 後藤たみ室内
- 二 氏名 後藤 克彦
- 三 主たる営業所の所在地 平川市柏木町藤山一六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第一六二四三号
- 五 取消年月日 平成十八年四月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年二月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、青森北部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年四月二十八日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	工藤美智磨	青森市大字後潟字大原一四	平成 一六・四・二就任
"	工藤 正雄	" 字平野二八の二	"
"	澤田 富雄	大字六枚橋字不浪知四九の八	"
"	大科 武雄	大字後潟字平野七八	"
"	佐々木春治	" 三	"
"	平川 勇	大字四戸橋字磯部五三の三	"
"	鶴谷 司	大字後潟字大原六五	"
"	相馬 良一	大字六枚橋字不浪知八	"

監 事	理 事	退 任
坂本 誠一	工藤 久美夫	大字後潟字平野九六
"	工藤 努	大字四戸橋字磯部三八
"	坂本 一二	大字六枚橋字磯打三二の一
"	工藤美智磨	大字後潟字大原一四
"	片沼 政直	大字六枚橋字不浪知七
"	佐々木春治	大字後潟字平野三
"	工藤 努	大字四戸橋字磯部三八
"	鶴谷 司	大字後潟字大原六五
"	工藤 正雄	" 字平野二八の二
"	大科 武雄	" 七八
"	相馬 良一	大字六枚橋字不浪知八
"	澤田 富雄	" 四九の八
監 事	工藤久美夫	大字後潟字平野九六
"	平川 勇	大字四戸橋字磯部五三の三
"	坂本 孝清	大字六枚橋字磯打五一の六

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年四月二十八日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十七年災農業用施設災害復旧事業	今別町	平成一六・三・一五
"	平内町	一七・二・一七

土地改良事業の完了	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。	平成十八年四月二十八日
土地改良事業の名称	稲垣地区基盤整備促進事業	稲垣村
事業を行う者	稲垣村	平成一七・二・四
工事完了年月日	平成一七・二・四	一七・二・四

土地改良事業の完了	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。	平成十八年四月二十八日
土地改良事業の名称	稲垣地区基盤整備促進事業	稲垣村
事業を行う者	稲垣村	平成一七・二・四
工事完了年月日	平成一七・二・四	一七・二・四

土地改良事業の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年四月二十八日

西北地方農林水産事務所長 葛西弘光

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
-----------	--------	---------

土地改良事業の完了	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。	平成十八年四月二十八日
土地改良事業の名称	稲垣地区基盤整備促進事業	稲垣村
事業を行う者	稲垣村	平成一七・二・四
工事完了年月日	平成一七・二・四	一七・二・四

土地改良事業の完了	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。	平成十八年四月二十八日
土地改良事業の名称	稲垣地区基盤整備促進事業	稲垣村
事業を行う者	稲垣村	平成一七・二・四
工事完了年月日	平成一七・二・四	一七・二・四

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭